

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2012. 5月号

○今月の特集①
育児介護休業法の改正

○今月の特集②
育児介護に
関する助成金

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
社会保険労務士の中尾です。



GWはみなさんどのように過ごされましたか?
特に予定もなかったのですが、放っておくと私はつつい仕事を
してしまうので助手犬のよもぎ君といっぱい遊んであげる予定です。
(逆に遊んでもらうのかな?)
それと普段会っていない友人を誘って飲みに行こうと思
います。せつかくのお休みですから有意義に
過ごしたいと思います。

○今月の数字
< 372万円 >

○ちょっと一服
さかなコーナー
メバル
「ギョロ目で生きる」

今月の特集①：育児介護休業法の改正

平成24年7月1日から育児介護休業法が改正されます。

とは言うものの、育児介護休業法の改正は平成22年6月30日に改正をされているのですが、従業員数100人以下の中小企業に関しては、いくつかの項目について猶予措置(猶予期間)が設けられていました。

しかし今年の7月1日からは、その猶予期間が終わり、全企業に対してこの育児介護休業法の改正が適用となりますので、そろそろ平成22年の改正も含めて、育児介護休業法の改正準備をしなければいけませんね。

育児介護休業法の改正を簡単にまとめた表を作りました。

育児・介護休業法改正の主な内容と施行日		
子の看護休暇の拡大	小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれば年10日(拡大)	平成22年 6月30日
パパ・ママ育休プラス	父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2ヶ月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)	
産後8週間以内の父親の育休取得促進	父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする	
労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止	配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する	平成24年 7月1日
短時間勤務制度の義務化	3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とする制度	
所定外労働の免除の義務化	3歳までの子を養育する労働者について、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を事業主の義務とする制度	
介護休暇の創設	介護のための短期の休暇制度を創設する。要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日	

※その他の改正点
○苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
(平成22年4月1日施行)
○勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。
(平成21年9月30日施行)

★ 平成24年7月1日の改正点概要(3つ)

1. 【短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)】

- ①事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- ②短時間勤務制度は、就業規則に規定されるなど、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- ③短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとしなければなりません。

2. 【所定外労働の制限】

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

3. 【介護休暇】

- ①要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員が、申し出た場合、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得させなければなりません。
- ②介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。

※ 除外できる従業員

これらに挙げられる制度も、勤続年数や協定書を締結することで適用除外とすることができます。
(長くなってしまうのでここでは省きます。)

育児介護休業法の改正のご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今の特集②：育児介護に関する助成金（両立支援に関する助成金）

厚労省の助成金で「両立支援助成金」「中小企業両立支援助成金」というものがあります。

< 中小企業両立支援助成金 >

- ◆ 代替要員確保コース
- ◆ 休業中能力アップコース
- ◆ 継続就業支援コース
- ◆ 中小企業子育て支援助成金 ※

< 両立支援助成金 >

- ◆ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
- ◆ 子育て期短時間勤務支援助成金

※平成23年9月30日までに育児休業を終了し、復職後1年以上継続勤務をした従業員が出た場合に支給対象となりますので、実質的に終了している助成金です。

どの助成金もそうですが、年々受給するための条件が厳しくなっています。
この助成金の中で一番条件が合いそうなものをピックアップしてご紹介いたします。

★中小企業両立支援助成金：継続就業支援コース

【支給額】

- (1) 最初の支給決定の対象となる対象育児休業取得者・・・40万円
- (2) 2人目から5人目の支給決定の対象となる対象育児休業取得者・・・15万円

【支給要件】

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主に支給するものとする。

- 1 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主であること。
- 2 育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨の取扱いを労働協約又は就業規則に規定していること。
- 3 育児休業制度、育児のための短時間勤務制度その他職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の内容の理解と利用促進のための研修を実施していること。
- 4 事業主が雇用する雇用保険の被保険者であって、初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以降に出た事業主であること。
また、当該育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業）をする者が、育児休業を開始する日において、雇用保険の被保険者であること。
- 5 事業主が雇用する労働者に
 - ①連続した6ヶ月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含め6ヶ月以上）を取得させ、
 - ②かつ、2の規定に基づき、原職等に復帰させたこと。
- 7 対象育児休業取得者を、原職等復帰後、引き続き雇用保険の被保険者として1年以上雇用（原職等復帰日から起算して1年の間において、就労を予定していた日数に対し、実際に就労した日数の割合が5割以上）しており、さらに支給申請日において雇用していること。
- 8 育児・介護休業法の育児休業の制度および育児のための短時間勤務制度について、労働協約または就業規則に規定していること。
- 9 一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

【支給対象期間】

平成25年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰した対象育児休業取得者までを支給の対象とする。

育児介護に関する助成金のご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <372万円>

この数字は、未払い残業の裁判で支払い命令が出た判決の金額です。

旅行会社の派遣添乗員6人が「旅行の添乗業務で、長時間働いても時間を計算せず、定額の日当しかもらえない。事業場外みなし労働時間制を適用しているのは不当だ。」として、未払い残業代の支払いなどを求めた訴訟がありました。東京高裁は、「労働時間を算定しがたいとは認められない」として原告の請求を認め、残業代106万～372万円の支払いなどを命じました。(平成24年3月7日:朝日新聞)

そもそも、「事業場外みなし労働時間制」は、直行直帰などの営業職等の場合で「**事業主が時間管理をすることが難しい場合**」に労使の協定に基づいて敷くことができる制度です。

しかし昨今、携帯電話の普及等により外回り中でも業務上の指示を出したり管理をすることができるようになってきました。

そうすると、事業場外みなし労働時間制の定義である「時間管理ができない」事情が無くなります。

残業代の圧縮などに使われている営業職などへの「事業場外みなし労働時間」ですが、今後適用(使いかた)を見直さなければならない可能性が高いです。

残業代の圧縮に関しては、「事業場外みなし労働時間」で対応するのではなく、そもそも「業務遂行の効率化」や「時間の有効活用」にシフトせざるを得ないでしょう。

※事業場外みなし労働時間制は、残業代の前渡し「みなし残業手当」とは別物です。

ちょっと一息さかなコーナー

春の魚はいろいろありますが、メバルもその一つです。

岩礁や海藻に群れで住みつく魚で、小魚やエビなどを食べています。



ときには立ち泳ぎをしながらエサを待ったりもするんですよ。

メバルは日本全国にいますし、沿岸から水深150m付近まで広く生息しています。沖にいるから「沖メバル」なんて言ったりもしますが「ウスメバル」と言う魚です。沿岸にいるのは「黒メバル」とも言われます。

とても目のいい魚で、釣りをするときなどは太い糸を使うと見破られて釣れないこともしばしばです。名前も「目張る」からメバルになったと言われています。

ククリお目目がとてもカワイイ、煮つけにするととても美味しい魚です。

編集後記

この頃は日中半袖で過ごせる日も増えてきました。

うちで飼っているメダカ君たちも本格始動しています。

GW前にタマゴを産みました。2週間もするとチビちゃん達が誕生します。

元気よく泳ぎまわるチビちゃん達を見ているととても癒されます。楽しみです。

(平成24年5月号)



なかお事務所
特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28
和智ビル603

メール: info@nakao-jimusho.com
H P : <http://nakao-jimusho.com>
TEL : 048-476-5753